

期末試験における路線の 遅延、不通時の対応について

路線の遅延、不通時の対応については、以下のとおりといたします。必ず交通機関が発行する遅延証明書を取得したうえで大学に来てください(交通機関が発行する遅延証明書がない場合は対応しません)。

なお、対象区間は自宅から大学の通学区間(通学証明書に記載された区間)に限りますので、注意してください。

その他、試験当日の路線の遅延、不通について不明な点がある場合は、所属学部・研究科窓口で連絡を取り、指示を受けてください。

- ・ 路線の遅延による遅刻時間が試験開始から 15 分以内（2 講時の試験時間のみ 30 分以内）であれば、試験教室に向かってください。
- ・ 路線の遅延による遅刻時間が 15 分を過ぎており、交通機関が発行する遅延証明書にて証明されている遅延時間から、路線の遅延が発生しなければ期末試験が受験可能であったことを証明できる場合（遅延時間を差し引いた試験教室到着時間が「試験開始時刻＋遅刻可能時間内（15 分未満）」となる場合）は、追試験対応とします。当該科目の試験日の翌日から起算して 3 日以内（窓口業務休止日を除く）に、追試験願を所属学部・研究科窓口で提出してください。

なお、多数の交通機関において紙媒体の遅延証明書が廃止され、各交通機関のホームページに遅延証明書が掲載されています。追試験の対象となり、各所属学部・研究科窓口で追試験申請を行う場合、追試験願と合わせて、ホームページに掲載された遅延証明書を印刷して提出する必要がありますので、ご注意ください。

以 上